

事務連絡
令和4年1月25日

各地方整備局 企画部 情報通信技術課長 殿
北海道開発局 事業振興部 機械課 電気通信官 殿
沖縄総合事務局 開発建設部 情報通信技術室長 殿

大臣官房 技術調査課
電気通信室 企画専門官

「新エネルギー電源設備設置工（太陽光発電設備）」の試行について

標記について、下記のとおり試行されたい。

記

1. 試行歩掛
新エネルギー電源設備設置工（太陽光発電設備）
※詳細は別紙のとおり
2. 試行開始期間
令和4年 2月 10日以降に開札する案件

担当：国土交通省 大臣官房 技術調査課
電気通信室 電気通信基準係
深尾（80-22376）
本手（80-22377）

新エネルギー電源設備設置工（太陽光発電設備）

① 太陽光発電設備設置工

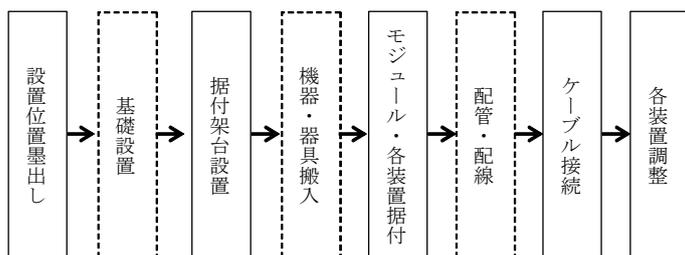
1 適用範囲

本資料は、新エネルギー電源設備のうち、太陽光発電設備の設置を行う新エネルギー電源設備設置工について適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1

*1は、盤間配線を含む。

3 標準歩掛

3-1 太陽光発電設備据付

作業種別	細別規格	単位	技術員	電工	普通作業員	摘要
太陽電池モジュール架台	太陽電池モジュール 1組あたり	台	—	0.7	0.7	
太陽電池モジュール	面積2㎡程度 4段2列	組	—	1.5	—	
接続箱	屋外用	台	—	0.55	—	
パワーコンディショナ	10kW以下 屋外用	台	—	1.0	—	
日射計		台	0.2	—	—	
気温計		台	0.2	—	—	
気象信号変換箱		台	—	0.36	—	
交流集電箱	5回路以下 屋外用	台	—	0.44	—	

- (注) 1. 太陽電池モジュール架台の基礎は別途積算とする。
 2. 太陽電池モジュールは、モジュール間及び接続箱との配線等を含む。
 3. 接続箱、日射計、気温計、気象信号変換箱はパワーコンディショナとの接続を含む。
 4. 本作業種別以外の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上する。

3-2 太陽光発電設備調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
パワーコンディショナ	10kW以下 屋外用	台	0.5	0.5	

② 太陽光発電設備基礎工

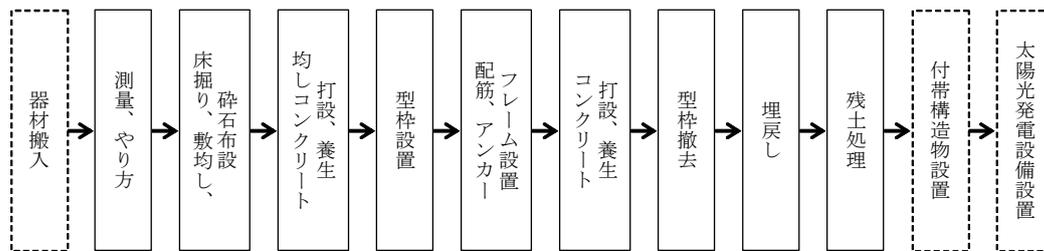
1. 適用範囲

本資料は、太陽光発電設備基礎の設置を行う太陽光発電設備基礎工に適用する。

2. 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



3. 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「土木工事標準歩掛」による。